

別表1(第4条関係)

サービスの種類	利用者像		サービスの内容	支給量を定める単位	障害程度区分	支給量			有効期間 (最短～最長)
	対象者	障害程度区分等判定基準				基準量		審査会に諮る基準	
						基準	例外基準		
居宅介護 (身体・家事援助)	障害者又は障害児	障害程度区分が区分1以上である者	・身体介護中心 入浴、排泄又は食事の介護など身体介護を中心としたサービス	単位/月	区分1	2,680	・2人介護の必要性が認められる場合 ・肢体不自由と知的障害が重複している場合 ・単身世帯又はこれに準ずる世帯であつて、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合	・基準の3倍を超える支給量の決定が必要な場合  ・例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年
					区分2	3,470			
					区分3	5,100			
			区分4		9,590	・生活環境、行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合  等			
			区分5		15,350				
			区分6		22,080				
			障害児		8,620				
居宅介護(通院介助(身体介護を伴う・身体介護を伴わない、通院等のための乗車又は降車の介助))	障害者又は障害児	障害程度区分が区分1以上である者	・通院介助(身体介護を伴わない場合)中心 通院介助(通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴わないもの	単位/月	区分1	2,680	・生活環境、行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合	・基準の3倍を超える支給量の決定が必要な場合  ・例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年
					区分2	3,470			
					区分3	5,100			
			区分4		9,590	・2人介護の必要性が認められる場合 ・通院先が複数ある場合で必要性が認められる場合  等			
			区分5		15,350				
			区分6		22,080				
						(1)かつ(2)の心身の状態にある利用者 (1) 障害程度区分が区分2以上である者 (2) 次の認定調査項目について、いずれか1つ以上認定されていること。 (一) 歩行 3できない (二) 移乗 2見守り等 3一部介助又は4全介助 (三) 排尿 2見守り等 3一部介助又は4全介助 (四) 排便 2見守り等 3一部介助又は4全介助 (五) 移動 2見守り等 3一部介助又は4全介助	・通院介助(身体介護を伴う場合)中心 通院介助(通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助)が中心であるサービスで身体介護を伴うもの		

別表1(第4条関係)

サービスの種類		利用者像		サービスの内容	支給量を定める単位	障害程度区分	支給量		審査会に諮る基準	有効期間 (最短～最長)
		対象者	障害程度区分等判定基準				基準量 基準	例外基準 口 等		
						障害児	8,620			
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を有する障害者	(1) 二肢以上に麻痺があること (2) 次の認定調査項目について、いずれか1つ以上認定されていること。 (一) 歩行 3できない (二) 移乗 2見守り等 3一部介助又は4全介助 (三) 排尿 2見守り等 3一部介助又は4全介助 (四) 排便 2見守り等 3一部介助又は4全介助	居室における入浴、排泄又は食事の介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス	単位/月	区分4	24,810	・2人介護の必要性が認められる場合 ・単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合 等	・基準の3倍を超える支給量の決定が必要な場合 ・例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年	
					区分5	31,110				
					区分6	44,070				
					介護保険対象者	13,560				
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は障害児	(1) 身体介護を伴わない場合/別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。 (2) 身体介護を伴う場合/別に厚生労働大臣が定める基準を満たしており、かつ、障害程度区分が2以上で厚生労働大臣が定める認定調査票項目基準を満たしていること。	外出時における移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の実施	単位/月	身体介護を伴わない場合	11,270	生活環境、障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合	例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年	
					身体介護を伴う場合/区分2～区分6					
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児であって常時介護を要する者	障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が10点以上である者	行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援	単位/月	区分3	12,540	行動障害等の状況により、標準量では、不都合が生じる場合等	・基準の3倍を超える支給量の決定が必要な場合 ・例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年	
					区分4	16,890				
					区分5	22,450				
					区分6	29,170				
					障害児	15,940				
					介護保険対象者	7,490				

別表1(第4条関係)

【介護給付】											
サービスの種類	利用者像		サービスの内容	支給量を定める単位	障害程度区分	支給量			有効期間 (最短～最長)		
	対象者	障害程度区分等判定基準				基準量	例外基準	審査会に諮る基準			
重度障害者等包括支援			常時介護を要する重度の障害者又は障害児であってその介護の程度が著しく高い者	障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって以下に掲げる者 (1) 重度訪問介護の対象であって四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ② 最重度知的障害者 (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)等の合計点数が15点以上である者(強度行動障害)	在宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	単位/月	区分6	83,040単位/月	・ 肢体不自由と知的障害が重複している場合 ・ 単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合 等	・ 基準の3倍を超える支給量の決定が必要な場合 ・ 例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年
	4時間700単位で提供されるサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援)等	32,960						介護保険対象者			
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者	障害程度区分が区分1以上である者	入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。	日/月	区分1～区分6	【原則の日数】 7日/月	やむを得ない理由等により、原則の日数を超えた短期入所の必要性が生じた場合は、8～14日	・ 基準の3倍を超える支給量の決定が必要な場合 ・ 例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～1年		
	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害児	(区分なし) 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児				区分1～区分3(従来区分)					
生活介護	常時介護が必要な障害者	① 障害程度区分が区分3(施設入所支援)を利用する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上で、障害程度区分が区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者	事業所において下記を目的として、必要な介護を実施する。 (1) 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援 (2) 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供 (3) (1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上	日/月	区分3～区分6	【原則の日数】 当該月の日数-8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・ 例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～3年		
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者	(1) 障害程度区分が区分6であり、筋萎縮症側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 (2) 障害程度区分が区分5以上であり、進行性筋萎縮症に罹患している又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者	医療機関において、下記を目的として、必要な介護、訓練等を実施する。 (1) 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護を提供 (2) 日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援 (3) (1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上	日/月	区分6	【原則の日数】 当該月の日数-8日	原則の日数を超えて支援を行う必要がある場合等	・ 例外基準において疑義が生じた場合	1箇月～3年 (地域移行型ホームの最長2年)		
共同生活介助	就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者	障害程度区分が区分2以上である者	(1) 家事等の日常生活上の支援 (2) 食事・入浴・排泄等の介護 (3) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施する。	日/月	区分2～区分6	当該月の日数		疑義が生じた場合	1箇月～3年 (地域移行型ホームの最長2年)		

別表1(第4条関係)

## 【介護給付】

サービスの種類	利用者像		サービスの内容	支給量を定める単位	障害程度区分	支給量			有効期間 (最短～最長)
	対象者	障害程度区分等判定基準				基準量		審査会に諮る基準	
						基準	例外基準		
施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者	① 生活介護利用者のうち、障害程度区分が区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上) ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、居宅から当該サービスが提供される施設等へ通所することが困難である者	日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介助等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施する。	日/月	区分3～区分6	当該月の日数		疑義が生じた場合	1箇月～3年 (日中活動サービスの有効期間内)